

No.	カテゴリー	質問	回答
1	概要	施行日前に欧州連合域内に持ち込み、欧州域内の販社が保有しているPFAS含有部品の在庫を、施行日以降に販社が欧州域内の顧客に販売する、あるいは顧客に使用頂く事は規制対象にあたるのでしょうか。	第2項の閾値以上のものは上市してはいけないとなっているため、該当すると思われます。
2	概要	最終製品の一部分の部材に用いられるポリマーが今回の制限対象となっています。欧州へも最終製品が出ていく場合、制限への対応が必要となるとの理解でよろしいでしょうか。	
3	概要	欧州PFAS制限案において、欧州に納品する製品が制限対象となるのでしょうか。日本、中国等、その他の国で使用するPFAS対象品に対しては、別の制限案がその内規定されるようになるのでしょうか。	欧州に納品する製品は対象になります。その他の国で使用するPFASについてはその国の法律で規制されますが、欧州PFASでは規制されません。
4	概要	化学製品を製造する設備に、配管ねじ込み部に使うシールテープやパッキン、ガスケット類はPTFE製のものを使用しています。これらも制限提案されているPFASに該当するのでしょうか？また、移行期間や猶予期間などの情報にもこれらの情報が無かったように思われます。日本で化学製品を製造して、EUに製品を輸出していますが、製造設備に関するPFAS制限の影響を教えてください。	PTFEは制限提案のPFASに該当します。 第5項、第6項に記載のない用途については移行期間18か月、猶予期間なしと思われます（製造設備でも）
5	概要	製品用途を全て把握できていない（開示されていない）状況でパブコメをどこまで提供できるのか不安がございます。初歩的な質問で恐縮ですが、製造、販売、使用、廃棄が欧州域外、例えば日本国内で完結する場合は今回のセミナーご説明の時間軸とは違うという認識でいいのでしょうか。	単独物質であれば第1項で使用を禁止してありますが、構成要素、混合物、成形品の場合、第2項では使用については特に言及がないため、継続使用する場合は、そのまま使い続けられると思います。第5項、第6項に記載のある用途に関しては、移行期間に加え猶予期間が提案されています。
6	概要	すでに市場に出回っているPFAS製品の規制はどのようになるのでしょうか？部品によっては、製品寿命が20年以上のものもあり、仮にその部品の猶予期間が12年だった場合、12年以内に代替品に交換もしくは廃棄する必要があるのでしょうか？	単独物質であれば第1項で使用を禁止してありますが、構成要素、混合物、成形品の場合、第2項では使用については特に言及がないため、そのまま使い続けられると思います。ただし、当該製品の補修パーツや補充用品等については、上市（輸入を含む）が禁止されるため注意が必要です。
7	概要	既製品においてのPFAS対象物の今後の方向性はどのようになるのでしょうか？廃棄や作り直しを命じられるような方向でしょうか？	
8	概要	製品の製造工程で使用しているような、フッ素系の離型フィルムは規制対象に入っていますでしょうか？わかっておらず申し訳ありませんが、ご教示いただけますと幸いです。	単独物質であれば第1項で使用を禁止してありますが、構成要素、混合物、成形品の場合、第2項では使用については特に言及がないため、継続使用する場合は、そのまま使い続けられると思います。第5項、第6項に記載のある用途に関しては、移行期間に加え猶予期間が提案されています。フッ素系の離型フィルムの中には、本制限案のPFASの定義に該当しないものもございます（例、PVF：ポリフッ化ビニル） お使いの製品がPFASに該当するかどうかにつきましては、サプライヤーへご確認いただけますようお願いいたします。*1
9	概要	パッキンやシール材として使用される主材がPTFEやFKMの物は追加猶予期間無しで制限されますか？	第5項、第6項の用途以外のものは追加猶予期間無しで制限されます。
10	概要	産業用機械を製造販売しております。テフロンパッキンなど多用しておりますが、規制の対象になるという認識でよいのでしょうか。	
11	概要	PTFE、フルオロシリコーンを使用してる商品があるが、PFASの対象か理解しきれず、メーカーに確認必要という理解でよいか知りたかった。	PTFEはPFASに該当します。フルオロシリコーンは構造次第のため、メーカーに確認することをお勧めします。
12	概要	B to Bとして、原料としてPFASに該当する物質を他社（メーカー）に出荷し、そのメーカーで当該原料を使用し、製品として出荷する場合、規制は受けるのでしょうか。もし、原料がPFASであり、メーカーの製品が非PFASである場合、どのようになるのでしょうか。	出荷/使用が欧州域内として回答します。第1項、第2項で販売を禁止しているため、原料がPFASであれば規制の対象となります。また、メーカーの製品に第2項の閾値以上のPFASを含む場合は制限案の対象となるため、対応が必要と思われます。
13	概要	CF4(CAS : 75-73-0)はEU REACH PFAS定義に照らし合わせるとPFASに該当しますか？	該当します。制限案では、次のように記載されています。 Any substance that contains at least one fully fluorinated methyl (CF3-) or methylene (-CF2-) carbon atom (without any H/Cl/Br/I attached to it).

No.	カテゴリー	質問	回答
14	概要	FFKO、FVMQもPFASに入りますか。規制もFKMと同じでしょうか。	FFKO、FVMQの構造次第で規制対象になります。FKM については、制限案の略号説明において、Family of Fluorocarbon-based Fluoroelastomer Materials と記載されています。一方、附属書aでは、FKMの構造を示す Vinylidene fluoride-hexafluoropropylene copolymer という記載（Table A.75 本文 p179）がありますので、構造が異なれば、異なるフルオロポリマーとして規制において取り扱われるという理解で良いと思われます。
15	概要	今後、無機フッ化物などへも規制強化拡大の議論もされているのでしょうか。例えば、無機フッ化物の廃棄時などに有機物に対してフッ素化剤として機能し、PFASに該当する化合物を生成する可能性もあって考えております。	無機フッ化物の規制強化についての情報は、現時点ではありません。
16	概要	配布資料21枚目「第4項」に記載されておりますa-cの対象は「活性物質」となっておりますが、a-cのEU規則内では不純物も含めた状態で評価されているとの認識ですので不純物も適用除外の対象との認識で合っておりますでしょうか。	制限案第4項記載の活性物質について、それぞれの該当規則で対処されるとの記載があります。一方で、各規則の不純物の閾値と、本制限案のPFASの閾値（例：制限案第2項で25ppb）の差を当局がどのように捉えるか、等の不確定要素もある為、現状ご質問に対してお答え致しかねます。パプコメ等を通して、提案国や専門委員会にご確認お願い致します。
17	概要	「制限される」とは、REACH規則のSVHCリストに入るのか、制限物質リストに入るのか、具体的にどの範疇になるのか？	制限物質リストに入る対象となっています。
18	概要	2月7日に提示されたPFAS制限案の内容を見ると、Restriction Option(RO)が2つ示されており、RO1の場合は例外なしのPFAS全面禁止（18Mの移行期間あり）、RO2の場合が、本日講演いただいた規制内容という理解でいいか？	提案国より、制限案としてはRO2が提案されていますので、RO2の場合についてご説明しました。
19	概要	用途別の規制が実施される場合、どこの時点で判断になるのか、知見があれば教えて欲しい。川上の材料で最終用途が明確ではない場合はどうなるのか。	最終用途となる製品が欧州で上市される場合は、制限案の第2項に基づく事となり、当該上市の実施主体が個別に判断を行う事となります。
20	概要	硬質クロムメッキが規制される理由をご教示ください。	他の用途と同じくPFASの環境排出が懸念されていることから、規制対象となっています。
21	概要	硬質クロムメッキで具体的に何が対象とされているかが知りたい。	表面張力低下、酸ミスト抑制等の為にメッキ液にフッ素化合物が添加されている事から、対象とされています。 (制限案のAnnex A: A.3.5もご参照ください。)
22	概要	非PFAS認証・認可はどのようにすれば受けられるのでしょうか？また、その場合、公的な認証マークなどはあるのでしょうか？	非PFAS認証・認可があるとの情報は持ち合わせておりません。
23	定義	制限条件第2項では、「高分子PFAS」、第6項では「ポリマー」で表現されているが、違いがあるのか？	違いがあります。 第2項の高分子PFASには、フルオロポリマー、ペルフルオロポリエーテル、側鎖フッ素化ポリマーが含まれます。（制限案P29 "Column 1 - Substance identity"参照） 第6項はフルオロポリマー、ペルフルオロポリエーテルが対象となります。
24	定義	今回一部の構造のものは除外されているが、今後も除外となる物質が増える可能性はあるのか？	まだ規制案の段階なので、パプコメと今後の審議次第では除外となる物質が増える可能性はあります。必要なパプコメの提出をお願いします。
25	スケジュール	過去欧州REACH規制にて、制限案提出からEU委員会決定までの期間を複数例教えて欲しい	通常は制限案提出からEU議会での採決まで2年ほどかかると言われておりますが、審議が長引けばさらに時間がかかります。 具体例として、PFOA制限時は、パプコメ開始（2014/12/17）からEU議会での採決（2017/6/13）まで約3年半かかっています。
26	スケジュール	欧州委員会でパプコメが終了後（今年の9月22日）に法令化するまでの時間が移行期間である18か月というところで、2025年4月くらいから規制が開始されるといったスケジュールになりますか？	いいえ。移行期間は、制限案がEU議会にて採決された後、法案が官報に掲載された日から始まります。移行期間を経て規制が施行されるのは、最短で2027年後半と予想しております。
27	スケジュール	実際の制限発行は、いつ頃と予想されますか？	制限案がEU議会にて採決された後、法案が官報に掲載された日から始まります。移行期間を経て規制が施行されるのは、最短で2027年後半と予想しております。
28	スケジュール	フェーズ3の開始は現時点は23年10月ごろという認識でしょうか。（猶予期間なし品はその後18か月で適用開始ですよね）。猶予期間（資料1のP22）について、高分子PFAS製造時の重合助剤は、第1項、2項を適用しない中での、適用除外（PTFE,PVDF,FKM）に関しては、猶予期間なしで適用されるということですか。とすると、フェーズ3開始18か月後に使用禁止となる案ということで認識はありますか。	現在はPhase II（EU化学品庁）での審議プロセスに入っており最短の場合、2024年半ば位に、EU委員会での審議即ちPhase IIIに移行する見込みです。 規制施行はPhase III終了後、すなわち欧州議会にて採決され、移行期間が終了した後になります。

No.	カテゴリー	質問	回答
29	猶予期間	自動車部品は12年の暫定猶予が設定されておりますが、弊社の製品に使用しております、例えば硬質クロムメッキを使用した部品がある場合、硬質クロムメッキの猶予5年が適用されるのでしょうか。	自動車を含む輸送機器に関しては現時点で12年猶予はなく、安全性を担保するためのものは、追加情報を出して規制当局側に認められた場合に12年猶予が適用される可能性がございます。硬質クロムメッキの猶予は追加情報を出し規制当局がそれを認めた場合、5年適用されます。
30	猶予期間	猶予期間の項目（5項）の半導体プロセスは12年と提案されておりますがベアリングやガイドレールなどに関しても適用されると認識してもよいのでしょうか。それらに使用されるグリース、オイルも適用と考えてもよろしいのでしょうか。	半導体製造プロセス中に使用されているのであれば、具体的な使用例を追加すれば認められると思います。パブコメを通して当該製品部材の使用に関して情報提供を行ってください。
31	猶予期間	テキスタイル関係は12年間の猶予と理解しましたが、その背景は、代替品が無いことによるのか、データ不足か、そのた経済的状況への配慮など、どの観点から12年の猶予期間が決まったのか、お教えいただけませんかでしょうか。	テキスタイル関係で認められているのは医療用、消防服用等、職業上必須と考えられているのみです。一般消費者向けのテキスタイルは猶予期間の対象外です。
32	猶予期間	猶予期間について、施行後、5年、12年後にやはり代替が難しい等の理由で猶予期間が延長されるようなことはあるのか？ 猶予無しとされた用途については適用免除が不可能ということか？	現状の規制案では、最初に設定された期間のみとなり、猶予期間の延長は考慮されておりません。今回は制限の提案ですので、パブコメにて猶予期間の延長又は無期限での猶予期間設定を訴える必要があります。
33	猶予期間	資料P78パブコメ訴求案について：規制案にて猶予無しとされた物質について猶予期間延長はあっても適用免除の記述がありません。一方、猶予期間が5、12年の物質では適用免除が挙げられています。猶予無しとされた物質については適用免除が不可能だということでしょうか？	猶予無しとされた物質については適用免除が不可能という事ではありません。むしろ今回の規制案は不完全なまま出された物とご理解ください。
34	閾値	第2項の高分子ポリマーの総フッ素量が「50mg F/kg」を超える場合について、PFASまたは非PFASのいずれかの含有量として測定したフッ素の証明を規制当局に提出すれば、使用を継続できるということなのか、教えてもらいたい。	いいえ。測定したフッ素含有量(mgF/kg)の数値のうち、PFAS寄与分の数値(mgF/kg)をPFAS中のフッ素含有量(wt%)の割合で割って、高分子ポリマー中のPFAS含有量(mg/kg=ppm)を算出します。その値に対して制限値が50ppmということになります。詳しくは、制限提案書のP29 Column2-Conditions (1)Paragraph2もしくは、附属書EのE.4(P490)をご参照ください。
35	閾値	講演1の20枚目にて「総フッ素量が50mg F/kg」との文言がありますが、「F/kg」とは何ですか？	試料物質中1kgに含まれるフッ素の含有量mgを表します。
36	閾値	制限条件 第2項の解釈に関する質問 「他の物質の構成要素、混合物、成形品として下記の濃度以上のものを・・・」とあるが、他の物質の構成要素の意味合いは？ 例えば、タッチパネルは複数のガラス素材で構成されており、その最表面にフッ素系高分子がコーティングされている この場合、タッチパネルの重量（複数のガラスの総重量）に対して高分子PFASが50PPM未満であれば、規制の対象とならないと解釈して良いのか？	ECHA(欧州化学品庁)のHPで公開されている「アーティクル中の物質に関するガイダンス」第4版をご参照ください。なお、成形品の分母の判断方法は全て「例」として提示してあり、ECHAは、複雑な成形品を有する欧州の各工業会に、業界別の成形品ガイダンス作成を奨励しています。詳しくは貴社の属する業界の工業会にお問合せいただきたく存じます。
37	閾値	PTFEを含む高分子PFASも50ppmが制限との解釈でしょうか。 例えばPTFEを添加して 総フッ素量が50mgF/kgを超えた場合、高分子PFASの総フッ素量が50mgF/kgを超えていなければいいという解釈はできるのでしょうか。	制限案の第2項(iii)に記載のとおり、ターゲット分析ができない高分子PFASの制限値は50ppm(50mg/kg)です。 また、試料中の高分子に含まれる高分子PFASがPTFEのみの場合、非PFAS寄与分の総フッ素量を除いたPTFE寄与分のみの総フッ素量の閾値は、PTFE中のフッ素含有率が76%であることから、約66mgF/kgが閾値となります(50mg/Kg(=ppm)÷0.76≒66mgF/kg)。 詳しくは、制限提案書のP29 Column2-Conditions (1)Paragraph2 https://echa.europa.eu/documents/10162/1c480180-ec9-1bdd-1eb8-0f3f8e7c0c49#page=29 もしくは、附属書EのE.4(P528)をご参照ください。 https://echa.europa.eu/documents/10162/8de11d7c-c56f-e204-5072-e89f11071219#page=528
38	閾値	例えば、複数の部品を組み立てた製品の含有量を算出する場合、製品全体に対しての含有量なのか、または部品毎の含有量なのかご教示いただきたいです。	ECHA(欧州化学品庁)のHPで公開されている「アーティクル中の物質に関するガイダンス」第4版をご参照ください。なお、成形品の分母の判断方法は、全て「例」として提示してあり、ECHAは、複雑な成形品を有する欧州の各工業会に、業界別の成形品ガイダンス作成を奨励しています。詳細は貴社の属する業界の工業会にお問合せいただきたく存じます。 https://echa.europa.eu/guidance-documents/guidance-on-reach?panel=guidance-on-requirements-for-substances-in-articles#guidance-on-requirements-for-substances-in-articles

No.	カテゴリー	質問	回答
39	閾値	セミナー中で「対象物量が多い/少ない」という表現がありました。定量的な基準値があればご教示いただきたいです。（少ないと判断されるとパブコメが反映されにくくなるのでしょうか）	定量的な基準値はございません。1社では、対象物量が少なくても、多数の企業から同じコメントが寄せられると総量として多くなりますので、必ずしも反映されにくくなるとは限りません。
40	閾値	PFASの濃度の許容はどのくらいまでならOKという指標は出ているのでしょうか。現在の濃度規制より今後さらに段階的に厳しくなっていく、などありますでしょうか。	制限案の第2項に指標の記載がございます。具体的には、ターゲット分析が可能なPFASについては、単一PFASが25ppb以下、複数のPFASの合計が250ppb以下。ターゲット分析が不可能なPFASについては、50ppm以下が濃度の許容値となっています。
41	閾値	成形品としての含有調査の場合、意図的含有かどうかの範囲でしか調査不可。成形品としての閾値（例えば50ppm）が法令で示される可能性は？今後、動向に関して、都度、情報公開希望。	成形品としての閾値が別法令で今後示される可能性については不明です。PFAS規制動向に関しては、都度更新情報を公開していきます。
42	閾値	規制案の閾値が異常なほど微量で、管理しきれないと考えます。川上メーカーへの問い合わせとしては、意図的含有がないことで閾値未満を保証できると考えてよいのでしょうか。	PFHxA規制提案は、昨年、5月に出席された専門家委員会の最終意見によると、意図的/非意図的に関わらず閾値以上含有していれば制限の対象となっています。一方で、PFAS制限案には、意図的/非意図的な添加に関しては明記されておらず、今回のパブコメにて、非意図的な添加に関して訴えていく必要があります。
43	罰則	規制を守らなかった場合、事業者への罰則規制はないのか？	REACH規則第126条に不遵守に対する罰則が規定されていますが、罰則内容は各加盟国に委ねられており、異なります。違反者となるかどうかは、各加盟国の法規制当局の判断により異なるのでケースバイケースと考えます。過去の罰則例としては、自主回収、販売禁止などの措置が取られたことがあります。
44	罰則	本規制に該当する製品（例えば、フッ素系リングなど）を規制対象品と知らずに購入し、自社製品に組み込んで使用していた場合、本制限の違反者として罰せられるのでしょうか。また、制限違反を行った場合、どのような処罰となるのでしょうか。	REACH規則第126条に不遵守に対する罰則が規定されていますが、罰則内容は各加盟国に委ねられており、異なります。違反者となるかどうかは、各加盟国の法規制当局の判断により異なるのでケースバイケースと考えます。過去の罰則例としては、自主回収、販売禁止などの措置が取られたことがあります。
45	エッセンシャルユース	今回の制限提案では、エッセンシャルユースの定義がない。パブコメとは別に引き続き検討されるのか？	はい。今年の3月に環境総局の調査依頼を受けている欧州のコンサル会社WSP社が欧州委員会によるエッセンシャルユースコンセプトの策定を支援する最終報告書を公開していて、引き続き検討されています。欧州委員会は本報告書を参照して6月にガイダンス文書を発行する予定です。 https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/69d5ea0d-d359-11ed-a05c-01aa75ed71a1/language-en/format-PDF/source-283635189
46	用途	医療機器であるカテーテルやチューブについての詳細の規制内容を知りたい。	医療機器用のチューブやカテーテルは、制限の発効後、13.5年の猶予が制限提案に明記されています。（制限提案の、6項cをご確認願います。）尚、これらの用途で、代替品が機能や性能上あり得ないという証拠を示し、無期限の猶予をパブコメでの主張頂くことをお願い致します。
47	パブコメ	猶予が記載されていない用途分野についてのパブコメの考え方について、見解があればご提供いただくと幸いです。また、議題3-③の事例2において具体的な用途の特定を考え方として挙げておられますが、一方で適用除外項目を細分化して限定されて実運用が困難となる懸念を感じました。細分化の回避策についてご見解があれば、ご教授ください。	下記のURLに示す、コンサルテーションのガイドラインの6項に記載されていますので、ご確認願います。そのポイントは、制限案で詳細に取り上げられていない用途(附属書Aの表A.1で青とオレンジでハイライトされた用途)、および、欠落している用途の代替品について、資料中のa~gの情報について、根拠となるデータと共に提出することをお願い致します。又、猶予対象があまりにも細分化されないように、用途を示し、その用途の細分対象を追記して示して包含していることを明記することも一つの対応方法と考えます。 https://echa.europa.eu/documents/10162/aea5537d-b698-3b75-4b67-0cadd0fd11d3
48	パブコメ	化粧品に関しては、追加の猶予期間も、暫定猶予期間も与えられず、18Mの移行期間のみと理解しております。この場合でも、今後のパブコメ対応で情報提供することにより、猶予期間が追加される可能性はあると考えられるのでしょうか？	化粧品に限りませんが、猶予期間が無い用途は、必須であることや環境放出が小さい根拠を示すことで、猶予を得る可能性があります。まずは、パブコメにて意見出しをして、交渉を進めることをお願い致します。
49	パブコメ	対象分野（例えば半導体製造プロセス）における適用除外を獲得しない限り、新規品の開発においてCF3及び/又はCF2ユニットを含む材料の開発が禁止されるという考え方の理解で正しいのでしょうか？基礎評価から、CF3及び/又はCF2ユニットを含むことの必然性、妥当性及び不可欠であることを示すことがパブコメの意見内容として適切なのかについて、ご意見を頂くことができれば幸いです。	ご指摘の通りです。基礎評価に基づき、CF3及び/又はCF2ユニットを含むことの必然性、妥当性及び不可欠である根拠を、パブコメでの意見出しをお願いします。今後の交渉につながると考えております。
50	パブコメ	制限案に無いPFASの用途について 新規用途での特例が認められた例があるのか？ どのようにパブコメを提出したらよいか？	新規用途の取り扱いに関する記載や過去事例もありません。FCJのパブコメ作成ガイダンスに沿って、意見を提出するようお願いします。必須性を主張することで今後の交渉が可能となりますので、意見出しを是非お願い致します。

No.	カテゴリー	質問	回答
51	パプコメ	弊社で使用している滑り軸受は、滑り性能向上目的でフッ素樹脂を使用しているが、制限案の概要にピッタリと該当するものがないように思える。 この場合は、どう対応すればよいのか。拡大解釈の中で5項のs又は、6項のOがもっとも近いように思えるので、これに対して働きかけていけば良いのか。	滑り軸受の場合は、滑り性能上、必須である根拠を技術的データで示し、6項o等の用途毎にその効果や部品の使用後の廃棄時の環境負荷が小さいことを意見出し願います。面倒ですが、用途毎に提出する方法が良いと考えております。
52	パプコメ	パプコメ提出にあたりEHCAのビジネス影響評価など具体的に述べている文書あれば教えて欲しい。	制限提案のAnnex Eに用途毎に記載がありますのでご参照願います。
53	パプコメ	代替品や代替技術の存在や、ビジネスへの影響については、欧州域内におけるものとして記載すればいいのか？ 欧州域外における代替品や代替技術およびビジネス影響を提出することは、意味があるのか？	代替品や代替技術の存在に関しては、欧州を主体にグローバルで回答すればと考えております。尚、ビジネスへの影響については、EU域内に限定して記載するものと考えております。
54	パプコメ	パプコメへの参加について 一般に、公開協議への参加は業界団体単位が基本という認識ですが、本件は個社単位での意見出しも有効な案件といえるのでしょうか。 基本的にはパブリックコメントは川下のメーカーが意見を出すことがマストなのでしょうか。川下、川中のメーカーができることはあるのでしょうか。 ECHAへのパプコメはEU域外の個社からもしくはEUでの使用実績がなくても提出できるのでしょうか。	パプコメへの参加は業界団体単位が推奨されていますが、機密情報を業界で共有できないことも多く、個社単位での意見出しも有効な案件と考えております。（個社にての提出も是非ご検討願います。） 今回は、特に、川中・川下メーカー様がパプコメにて意見出しをすることが非常に重要と考えています。又、EU域外からの意見も平等に扱われると聞いておりますが、EUでの実績のあることが前提になっております。
55	パプコメ	パプコメの情報量について	パプコメでは、証拠の質が問われていますので、概要を示すと共に根拠を含む詳細情報を記載するのが良いと考えます。（量でなく、情報の質とお考え願います。） 又、PFASを含む(最終)製品の分野と用途(sectors and (sub-)use)は、制限案の表9(P116以降)を参考に記載し、複数の分野や用途に記載する場合は、それらの全てを記載願います。もし、表9に該当分野、用途がない場合は、制限案から漏れていることを明記して、当該分野、用途を記載願います。尚、広い範囲の用途を示すよりは、用途や機能を限定して個別に全て示すことが良いと考えています。 更に、パプコメを審査する人は、専門家ではありますが、学者ではないので、どちらかという役人に対して説明するイメージとお考え願います。 FCJとしてパプコメガイダンスを公開しておりますので、こちらも参考にさせていただけると幸いです。 https://cfcpj.jp/european-pfas-lp.html
56	パプコメ	提出したパプコメはSEACとRAC両方の委員会で検討されるということでもいいのか。それともそれぞれの委員会宛の提出が必要か。	提出したパプコメはSEACとRAC両方の委員会で検討されます。提出の窓口はウェビナーで示した一つです。
57	パプコメ	細かい用途や分野において、更に代替の有無や困難性に関する具体的で詳細な情報を提出すべき、と理解しましたがそれであっているか。	ご指摘の通り、細かい用途や分野において、更に代替の有無や困難性に関する具体的で詳細な情報を提出することが重要です。
58	パプコメ	樹脂添加剤としての使用においては、PFAS関連物質を使用している品番数やその用途が多岐に渡る場合が多くある。また主成分ではないため、代替品の有無を示すのが非常に難しいとも感じている。これまでにこのような使われ方のものに関する意見等は出されたことはあるのか？また反映されているのか？	過去事例では、PFOAの制限提案時に細かな用途毎に考慮されています。今回場合も、用途毎に細かく意見出しすることをお願い致します。
59	パプコメ	一旦パプコメを出した後に、コメントを追加する事は問題ないか？ パプコメの提出件数制限はあるのか？	パプコメの期間内であれば、追加は可能です。又、件数の制限はありません。
60	パプコメ	FCJ、個社、関係団体等がECHAに対して、パプコメを提出してもPFASは将来的に全て規制の対象になるのか？	FCJは、PFASに関して何らかの制限はあると考える一方で、必須の用途については使用の継続を強く主張しております。この実現に向けて、川下団体様の協力も得て交渉を進めます。

No.	カテゴリー	質問	回答
61	パブコメ	ある企業ではPFASを使用しているけれども別の企業ではそのPFASを使用していない場合、社会全体としては代替物があることとなりますが、PFASを使用している会社にとっては代替物を使用するための技術開発の期間とコストが必要となります。こういった意見は有効でしょうか。また一般的なこととして貴団体から意見提出していただくことは可能でしょうか。 個々のPFASの有害性情報が不足していることが規制理由の不十分な点としてまずあると思います。REACHドシエの情報などを活用して難分解、低蓄積、低ハザードを主張することは意見として有効となりますか。またそういった試験を実施する期間を猶予期間として主張することは有効な意見となるでしょうか。	代替技術や代替製品が存在する場合は、制限は避けられないと考えます。尚、制限されるまでの猶予期間を主張することが有効かどうかとのお問い合わせですが、規制当局しだいですので何とも回答は出来ません。但し、主張しないと認めたこととなりますので、まずは当局を納得させるために根拠を示した意見出しをお願い致します。 又、毒性情報などの試験期間を以て猶予期間の獲得する主張は有効でないと考えております。REACHドシエの情報などを活用して難分解、低蓄積、低ハザード情報に基づいて、規制対象を考えるべきとの主張をし、毒性情報が揃うまでは期間については言及せず、グルーピングによる規制案に反対する主張が良いと考えております。
62	パブコメ	日本から出したパブコメがどのように扱われるのか？	欧州域からのパブコメと同じように扱われると聞いております。
63	パブコメ	環境保護団体などの側もパブコメを提出してくることはあるのか？	過去の事例より、環境保護団体などからの意見出しが多いです。制限の更なる強化を主張しています。
64	F-ガス	当社ではマグネシウム合金の鑄造において、防燃ガスとしてHFC134aを使用しています。当該ガスはPFAS規制の対象でしょうか。対象の場合、移行期間後の猶予期間をご教示して頂けないでしょうか。お願い致します。	対象となります。猶予期間の設定がないため規制発効後18か月で規制となります。ウェビナー資料P377に一覧表がございますので、ご参照ください。
65	F-ガス	F-gasのPFAS対象の根拠がありましたら教えていただけますでしょうか。(資料37ページ目)	規制案に示されたPFAS定義に合致したF-gasが含まれます。
66	F-ガス	特に知りたいのは、HFO-1234yfやHFC-134a、R-448a、R-452aです。また、この冷媒のPFAS対象については産業界からの反発によって対象外になる可能性はあると思われませんか。	F-gasをスコープから外しサブグループで問題のありそうな物質群に規制を絞り込めればと考えております。そのためにも有効な意見出しが重要です。
67	F-ガス	GWP対応でHFOへの代替検討する際に、その分解生成物（例えばTFAなど）がPFASに該当することが予測または確認されている場合、HFOを使用することに対する環境排出面についてどのような意見提出が有用でしょうか。	規制案が問題視している難分解性はHFO類にはありません。TFAに関してモントリオール議定書EEAP報告書等で問題ない旨の記載もございます。同様の情報提供が重要と考えます。
68	F-ガス	規制案内ではご紹介があったように、家庭用空調・業務用空調において規制猶予対象がないということですが、一方でビル用空調は規制猶予が無制限に設けられているという認識である。現状では具体的な線引き(容量等)がなされていないように思うが、今後のパブコメで具体化する必要があるということか？	規制案を前提にした意見出しは、規制化を認めることにもなりますので、家庭用業務用空調においても無制限を求めべく代替冷媒の非有効性に関する定量的、定質的情報に基づく意見出しをお願いします。
69	猶予期間	本制限施行後の、個別の用途に対する新規免除申請のプロセスは導入されるか？されるとした場合は、どの程度のコストが見込まれるものになるか？	本制限案の本文および付属書には、施行後の個別用途の新規免除プロセスに関する記述は確認されておられません。
70	猶予期間	「猶予期間」として、無制限との間に12年より長い期間（例えば30年など）が認められる可能性はあるのか？	制限案における猶予期間12年の考え方は、施行時に技術的、経済的に実現可能な代替品が存在せず、R&Dの努力によっても、PFAS非含有の代替品の可能性が特定されない用途、とされております。より長い猶予期間、あるいは時間制限のない特例のために、12年では代替品の開発、供給、あるいは置き換えそのものが困難である具体的なエビデンスを提供する必要があると考えます。
71	重合助剤	第5項a 高分子PFAS製造時の重合助剤について"この適用除外は、PTFE,PVDF,FKMの製造には適用しない。"の意味することは、PTFE,PVDF,FKMは移行期間後にEUには上市できなくなるということなのか、教えてもらいたい。	第5項 aでは、高分子PFASの製造時に使用される重合助剤としての用途に、猶予期間が設定されています。施行から1.5年の移行期間後、EU域内において、PTFE、PVDF、FKMの製造時にPFAS重合助剤が使用できなくなります。
72	重合助剤	FKM・PTFE等最終製品は18か月後使用禁止されるという理解であっておりますでしょうか。	PTFE、PVDF、FKMとしては、第6項に猶予期間が設定されている用途以外は、施行から1.5年の移行期間後、製造、上市、使用が禁止されます。
73	重合助剤	Annex A - P11 A.2.1.5.1.にて「PFASを含む重合助剤なしでフッ素樹脂のPTFEとPVDFを製造できる」というような記述あるは、FKMIについては記載がない。Annex E - P503 表E.159の、HNBRとEPDMがFKMの代替材として提案されているということか？	付属書 A p.12最下部リファレンスに3つのリファレンスがあり、2つ目のリンクがFKM (Fluoroelastmers)の製造に関するものです。付属書Ep.503表.E159では、石油/鉱業用途におけるFKMの代替材として、HNBR、EPDMが提案されています。

No.	カテゴリー	質問	回答
74	廃棄・リサイクル	フッ素ポリマー（例えばPTFE）のリサイクル技術はないのか？	フッ素ポリマーの一部は現在でもリサイクルはされておりますが、ご使用用途や形状・状態によっても資源としてリサイクル可能な場合と廃棄処理されるケースがあります。
75	廃棄・リサイクル	フッ素ポリマー（例えばPTFE）をもし廃棄・埋立した際、有害な物質が出てくるのか？	フッ素ポリマーは難分解性ですので、埋め立て処理などをしても、特殊な状況にならない限りは分解等は加速されないものと考えられます。フッ素ポリマーは、OECDにおける低懸念ポリマー（Polymer of Low Concern）の定義を満たしています。
76	他法令	他法令で規制されるPFAS原料はこのPFAS規制対象となるのか？	適用外とされている医農薬活性物質の原料及び中間体については、制限案中に記載がなく、規制される可能性があります。
77	他法令	泡消火薬剤（Pfhxa） 消火ガス剤 HFC227ea等の情報が知りたい。	泡消火剤に関しては、別の規制案が提出されています。消化ガス剤については、制限案第5項mに該当しますので、12年の猶予期間後18か月の移行期間をもって全廃となってしまいますので、有効な代替品開発が難しい、代替案が有効でないなど、少なくとも開発品が上市されるまで無期限の猶予とすべく意見提出が重要です。
78	他法令	該当する置換基を有する化合物の農薬登録に関して、どのような影響があるのか？	制限案 4. a.及びb.に記載の通り、殺生物性製品および植物保護製品の活性物質についてはそれぞれ(EU) 528/2012、(EC) 1107/2009での管理に委ねられ、欧州PFAS制限案の適用外となっています。今後、農薬登録に関してPFAS規制動向が影響する可能性は、現時点で不明ですが、否定できないと思われれます。
79	他法令	他の法律で使用が認められている用途については、PFAS規制の対象外と考えて良いのか？ (例：食品接触材料PIMなど)	制限条件 第4項にて、各EU規則の範囲内にある殺生物性製品中の活性物質、植物保護製品中の活性物質、ヒト用医薬品、および動物医薬品中の活性物質については、制限案 第1項および2項を適用しない、とされています。これ以外のEU規則について、制限条件 第1-9項にて言及されていないことから、第4項の3つの用途以外は、規制対象になると考えられます。 (工業用及び業工業用及び業務用食品・飼料製造のための食品接触材料については、第6項 aにて5年間の猶予期間が提案されています)
80	他団体の動向	他団体・経済産業省との連携・動向について	経済産業省とは、定期的な情報交換のもと関連原課より各産業分野原課に対して今回の規制案への対応を指示いただいております。また、国交省、厚労省などからも支援いただいている状況です。
81	他団体の動向	他団体とFCJの連携について	国内では化学業界団体を取りまとめる日化協また日化協経由でCEFIC、EUFocusとの情報交換、Plastic Europe傘下Fluoropolymer Group, f-gas関係ではEFCTCなどとも情報交換など進めております。 国内では、過去3回のウェビナーにご参会いただいた業界団体様と意見出しなどについてやり取りをしているところです。
82	その他	この規制を逆手にとってビジネスチャンスとしようとしている人々がいると、代替可能とコメント出すこと によって規制化を促進させようとするようなことは想定されるか？	代替品販売を促進するためのコメントを出すことは可能と考えますが、要求性能を満たせること、十分に供給可能なこと、人や環境への影響等のエビデンスが求められます。PFASの有する複数の特性を同時に成立させる代替品の提示は、基本的に困難であると考えていますが、代替が困難であることを示すエビデンス補強のため、パブコメ提出をお願いいたします。
83	その他	規制の影響について	このまま10,000を超えるPFAS全体が規制されると、EU域内の様々な産業界に非常に大きな影響をもたらす他、EU域内での製造禁止、EU域内への輸出禁止など、サプライチェーンを通じて、世界中にその影響が波及すると考えられます。